

特定地域内学部収容定員の増加 に係る届出書類の作成の手引

平成 30 年 10 月 1 日策定

令和 2 年 12 月 25 日改訂

令和 4 年 8 月 1 日改訂

令和 5 年 6 月 9 日改訂

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局

(参考) 本法令における除外事由と規定の一覧

本法令における除外事由	ページ
・同一設置者内でのスクラップ&ビルド（法第13条第1号）	8～10、14
・異なる設置者間でのスクラップ&ビルド（法第13条第2号）	8～10、14～15
・外国人留学生に限定した特別枠の創設（令第5条第1号）	10、15～16
・就業者に限定した特別枠の創設（令第5条第2号、共同令第8条第1項）	10、15～16
・修業年限の延長（令第5条第3号）	10～11、15
・満30歳以上の者に限定した特別枠の創設（共同令第8条第2項第1号）	10、15～16
・退職者・休職者に限定した特別枠の創設（共同令第8条第2項第2号イ）	10、15～16
・主婦・主夫に限定した特別枠の創設（共同令第8条第2項第2号ロ）	10、15～16
・修業年限の後半以上を一都三県外で修学させる場合（共同令第8条第2項第3号）	10、16
・医学部地域枠の創設（共同令第8条第2項第4号）	10、16
・高度なデジタル人材の育成（共同令第8条第2項第5号）	10～14、16
・世界最高水準の外国大学の創設（共同令第8条第2項第6号）	10、16
・相当程度の準備が行われている場合（法附則第3条第4号、令附則第7条、共同命令附則第6条）	14、16

I 一般的注意事項

1 届出に当たって

本手引は、法に基づく特定地域内学部収容定員の増加に係る届出を行うに当たり、留意すべき事項を掲載したものです。

本手引においては、以下のように用語を整理しています。

「法」…地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）

「令」…地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成30年政令第177号）

「共同命令」…特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成30年内閣府令・文部科学省令第1号）

なお、本手引は令和5年6月9日時点の条文に基づいて記載しています。

2 虚偽申請等があった場合の取扱い

届出書等の内容に虚偽がある場合、法の趣旨を逸脱した運用が認められる場合等については、法第14条第1項の規定に基づく文部科学大臣による是正勧告の対象となり得ます。また、届出の内容が学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき文部科学大臣に認可申請し又は届け出なければならないものである場合は、申請の不認可や学校教育法第4条第3項の規定に基づく措置命令の対象ともなり得ます。さらに、法第14条による勧告及び命令によってもなお勧告事項が改善されない場合には、学校教育法等の関連法令に照らして必要な措置をとることもあり得ます。

II 本件に関する問合せについて

1 問合せ方法

①電子メール

受付アドレス：koutoukikaku@mext.go.jp

②電話

平日 10:00 ～ 17:00 03-5253-4111 (内線:3772 高等教育企画課高等教育政策室宛)

2 問合せに係る留意点

電子メールでのお問合せについては受信順に順次回答いたしますので、回答までに一定の期間を要することがあります。時間に余裕を持ってお問い合わせください。

3 学部等の設置の事務相談等との関係に関する留意点

特定地域内学部収容定員の抑制に係る除外規定の適用を前提に学部の設置等を検討している場合は、可能な限り大学設置室の事務相談等よりも前に除外規定の適用に関する相談を行っていただくようお願いします。

Ⅲ 届出の受付期間、提出先・提出方法及び提出書類

1 受付期間

- ① 届出の内容が学校教育法に基づき文部科学大臣に認可申請し又は届け出なければならないものである場合、当該認可申請又は届出までに届け出てください。なお、届出の内容が本法令の規定に適合しないと認められる時は、法第 14 条に基づく勧告等の対象となる場合がありますので、本法に基づく届出を行うに当たっては、学校教育法に基づく認可申請に係る事項については受付期間が開始される日の 30 日前までに、学校教育法に基づく届出に係る事項については当該届出の 30 日前までに行うようにしてください。
- ② 同一の大学内又は同一の設置者である大学等の中で特定地域内学部等収容定員の減少と併せて特定地域内学部収容定員を増加させる場合(法第 13 条第 1 号関係)
特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に届け出てください。
※ 特定地域内学部等収容定員の減少が開始する時は、学則上の収容定員の変更を伴う場合にあつては学則上の収容定員が減少する時となります。学則上の収容定員の変更を伴わない場合にあつては、特定年次に属する学生が特定地域外の校舎で授業を受け始めることとなる時となります。
- ③ 設置者が異なる大学等の中で協議に基づき特定地域内学部等収容定員の減少と併せて特定地域内学部収容定員を増加させる場合(法第 13 条第 2 号関係)
特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に届け出てください。
- ④ 高度なデジタル人材の育成のために特定地域内学部収容定員を増加させる場合(共同命令第 8 条第 2 項第 5 号関係)
別途文部科学省から通知する期限までに届け出てください。
- ⑤ その他の場合
特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の 4 月 1 日から 12 月 31 日までに届け出てください。

2 提出先・提出方法

文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室(以下に記載のアドレス)に電子メールで提出してください。提出時の電子メールの件名は「【法人名・増加させる大学名】特定地域内学部収容定員増加届出書類」とし、提出書類は一つの PDF にまとめてください。その際、PDF のファイル名は電子メールの件名と同じにしてください。

受付アドレス : koutoukikaku@mext. go. jp

また、電子メールを使用できない場合には、以下の住所まで 3 部郵送してください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室

3 提出書類

- ①届出書（別記様式第1号）
 - ②法第13条第1号・第2号 説明書（別記様式第2号）
 - ③法第13条第3号 説明書（別記様式第3号）
 - ④法附則第3条第4号 説明書（別記様式第4号）
 - ⑤除外規定の適用を受けることができることを証する書類
- ※②～④はそれぞれ該当する場合のみ提出すること。

IV 届出に係る提出書類の作成・記入要領、留意事項等

1 届出書（別記様式第1号）

〇〇大学〇〇学部 特定地域内学部収容定員増加 届出書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学〇〇学部の特定地域内学部収容定員を増加させることについて、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令第4条第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

※アンダーラインは説明のために付しているものですので、届出の際は不要です。

① 「〇〇大学〇〇学部」の部分については、特定地域内学部収容定員を増加させる大学名及び学部名又は短期大学名及び学科名を記載してください。

② 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令第4条第1項」の部分については、以下のように、届出の内容に応じて適切に表記を変更してください。

・法第13条第1号又は第2号の適用を受けようとする場合

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令第4条第1項」

・法第13条第3号の適用を受けようとする場合

「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令第9条第1項」

・法附則第3条第4号の適用を受けようとする場合

「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令附則第7条第1項」

・令附則第6条の適用を受けようとする場合

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令附則第6条」

なお、法附則第3条第2号の適用については、別途学校教育法第4条第1項による認可を受ける必要があることから、本法令に基づく届出は不要です。

③ 「届出者の職名及び氏名」の欄は、当該変更に係る地方公共団体若しくは公立大学法人又は学校法人が複数ある場合、連署してください。このため、例えば法第13条第2号の規定の適用を受けようとする場合は、特定地域内学部収容定員を減少させる設置者と増加させる設置者との連署となります。

④ 「適用を受けようとする除外規定及びその適用を受けることができる理由の概要」の欄については、下記を参照して適用を受けようとする除外規定を明確にした上で、その規定の適用を受けることができる理由が分かるよう、届出内容の概要について記

載し、その内容を証する書類を添付してください。

- ⑤ 「特定地域内学部収容定員の変更の状況」の欄については、「増加させる学部等」について年次ごとに授業を受ける校舎が特定地域内と特定地域外に分かれている場合には、年次ごとに収容定員を記載してください。
- ⑥ 「大学全体」の欄については、特定地域内学部収容定員を増加させる大学全体の特定地域内学部収容定員の変更の状況について記載してください。
- ⑦ 「特定地域内学部収容定員を増加させる時期」の欄については、もし段階的な増加を予定している場合には、最も早い増加の時期を記載してください。
- ⑧ 「校舎の所在地」の欄については、特定地域内学部収容定員を増加させる校舎の所在地を記載してください。
- ⑨ 「学校教育法に基づく認可申請又は届出の状況」の欄については、届出の内容に係る学校教育法に基づく認可申請又は届出を行う場合、「〇年〇月〇日付け認可申請（届出）」若しくは「〇年〇月認可申請（届出）予定」又は「該当なし」のように、その申請等の状況が分かるよう記載してください。
- ⑩ 空欄には「－」と記入してください。
- ⑪ 組織を新設する場合においては、その組織の名称は暫定的なものでも構いません。

<作成例：同一設置者が特定地域内の短期大学を廃止して大学の2～4年次の特定地域内学部収容定員を増加させる場合>

適用を受けようとする除外規定及びその適用を受けることができる理由の概要	<p><適用を受けようとする除外規定> 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第13条第1号</p> <p><適用を受けることができる理由の概要> 〇〇区に所在する〇〇短期大学を廃止して、適切に算定した数の範囲内で〇〇大学の2～4年次の特定地域内学部収容定員を増加させるため。</p>			
特定地域内学部収容定員の変更の状況		学部等の名称	変更前	変更後
	増加させる学部等	〇〇大学 〇〇学部〇〇学科 (修業年限4年)	(4年次) 50人 (3年次) 50人	(4年次) 100人 (3年次) 100人 (2年次) 100人
	大学全体	-	1200人	1400人
特定地域内学部収容定員を増加させる時期	令和〇年〇月〇日			
校舎の所在地	東京都〇〇区〇〇△一△一△			

2 法第13条第1号・第2号 説明書（別記様式第2号）

- ① 特定地域内学部収容定員を増加させる学部等と減少させる学部等とを対比して記載してください。
- ② 「〇〇学部 〇〇学科」の欄については、関連する学科ごとに記載してください。「入学定員」「(編入学定員)」はともに、減少・増加前の人数を記載してください。「(収容定員)」には、特定地域内に所在するか否かに関係なく、その学部・学科全体の収容定員の変更の状況について記載してください。
- ③ 「減少させる事由」又は「増加させる事由」の欄については、「学部の新設又は廃止」、「学科の新設又は廃止」、「収容定員の増加又は減少」、「特定地域外(内)から特定地域内(外)への校舎の移転」など、特定地域内外学部収容定員の増加に係る事由の内容が分かるよう記載してください。
- ④ 増加させる「予定時期」は、減少させる「予定時期」以降となります。段階的に減少させる場合においては、その減少が完了する前に減少分と同程度の段階的な増加が行われることが認められますが、最も早い減少の時期よりも前に増加させることは認められません。
- ⑤ 「法第13条第2号の規定の適用を受けようとする場合のみ」の欄については、協議の内容が分かるよう、「合併・統廃合等、共同教育課程の別」の欄のどちらかを選択するとともに、引き継がれる施設、組織、教育課程等に関する内容があれば確認できるように記載してください。なお、平成30年10月1日以降に設置者が変更したことにより同一の設置者となった場合については、法第13条第1号の規定に該当するものとして届出を行う場合であっても、変更前の協議の内容に基づき、本欄についても記載してください。

【参考：令第4条第2項第1号の適用イメージ】※以下、網掛け部分の年次が特定地域内とする。

増加できる特定地域内学部収容定員

= (減少させる特定地域内学部等収容定員 ÷ 減少学科の特定年次の年数)

× { (増加学科の修業年限の年数 - 減少学科の修業年限の年数) + 減少学科の特定年次の年数 }

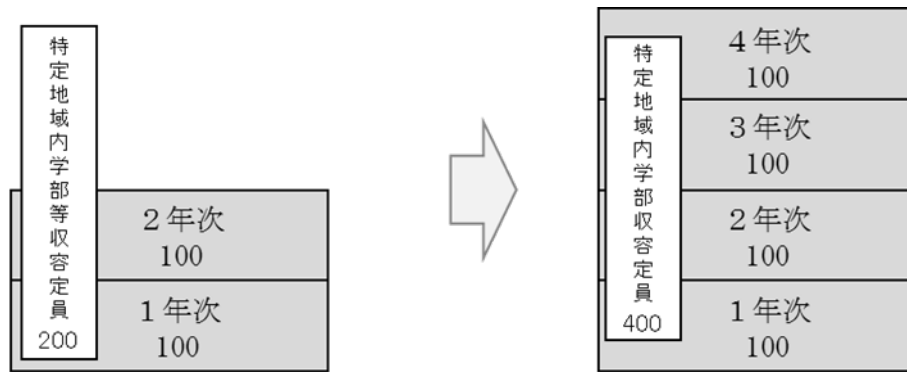
- ① 全ての年次が特定地域内の校舎で授業を受ける2年制の短期大学の学科を廃止し、全ての年次が特定地域内の校舎で授業を受ける4年制の大学の学部を設置する場合

(減少させる特定地域内学部等収容定員【200人】 ÷ 減少学科の特定年次の年数【2年】)

× { (増加学科の修業年限の年数【4年】 - 減少学科の修業年限の年数【2年】)

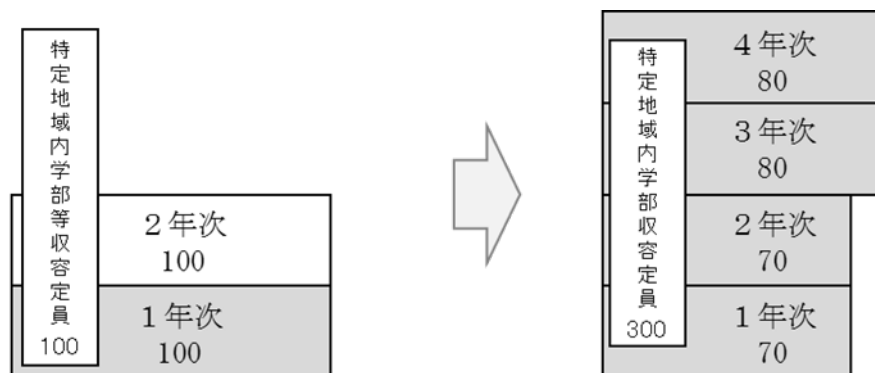
+ 減少学科の特定年次の年数【2年】 }

= 増加できる特定地域内学部収容定員【400人】



② 1年次のみ特定地域内の校舎で授業を受ける2年制の短期大学の学科を廃止し、全ての年次が特定地域内の校舎で授業を受ける4年制の大学の学部を設置する場合

$(\text{減少させる特定地域内学部等収容定員【100人】} \div \text{減少学科の特定年次の年数【1年】})$
 $\times \{ (\text{増加学科の修業年限の年数【4年】} - \text{減少学科の修業年限の年数【2年】})$
 $+ \text{減少学科の特定年次の年数【1年】} \}$
 =増加できる特定地域内学部収容定員【300人】

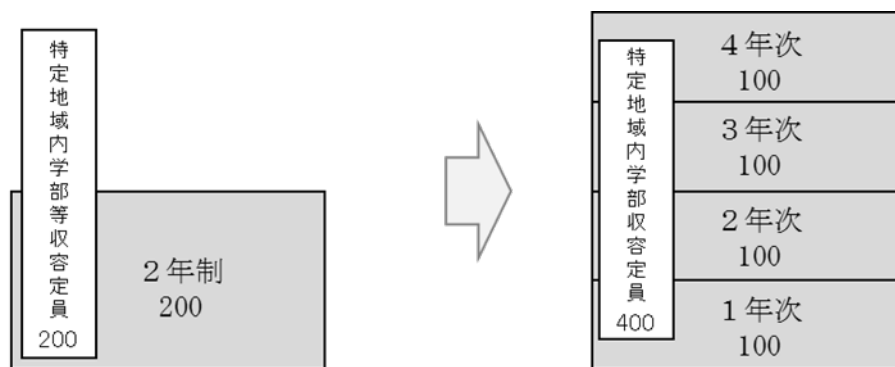


【参考：令第4条第2項第2号、共同命令第7条の適用イメージ】

増加できる特定地域内学部収容定員
 =減少させる特定地域内学部等収容定員 \div 減少学科区分修業年限の年数 \times 増加学科の修業年限の年数

○ 特定地域内の校舎で授業を受ける2年制の専修学校の専門課程を廃止し、全ての年次が特定地域内の校舎で授業を受ける4年制の大学の学部を設置する場合

$\text{減少させる特定地域内学部等収容定員【200人】} \div \text{減少学科区分修業年限の年数【2年】}$
 $\times \text{増加学科の修業年限の年数【4年】}$
 =増加できる特定地域内学部収容定員【400人】



3 法第13条第3号 説明書（別記様式第3号）

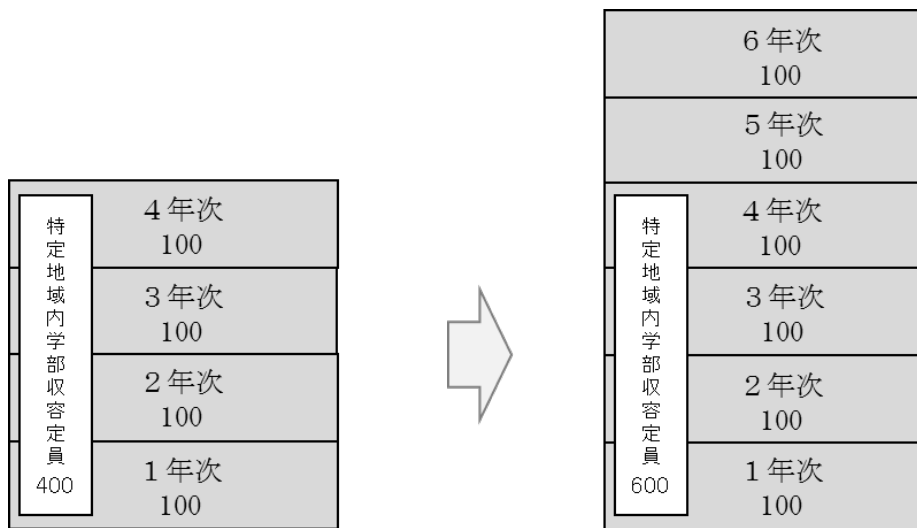
- ① 「〇〇学部 〇〇学科」の欄については、関連する学科ごと記載してください。「入学定員」「(編入学定員)」は、増加前の人数を記載してください。「(収容定員)」には、特定地域内に所在するか否かに関係なく、その学部・学科全体の収容定員の変更の状況について記載してください。
- ② 「増加させる事由」の欄については、「外国人留学生に限定した特別枠の創設」、「就業者に限定した特別枠の創設」のように、特定地域内外学部収容定員の増加に係る事由の内容が分かるよう記載してください。

【参考：令第5条第3号の適用イメージ】

増加できる特定地域内学部収容定員
 = 特定地域内学部等収容定員 ÷ 特定年次の年数 × 延長する修業年限の年数

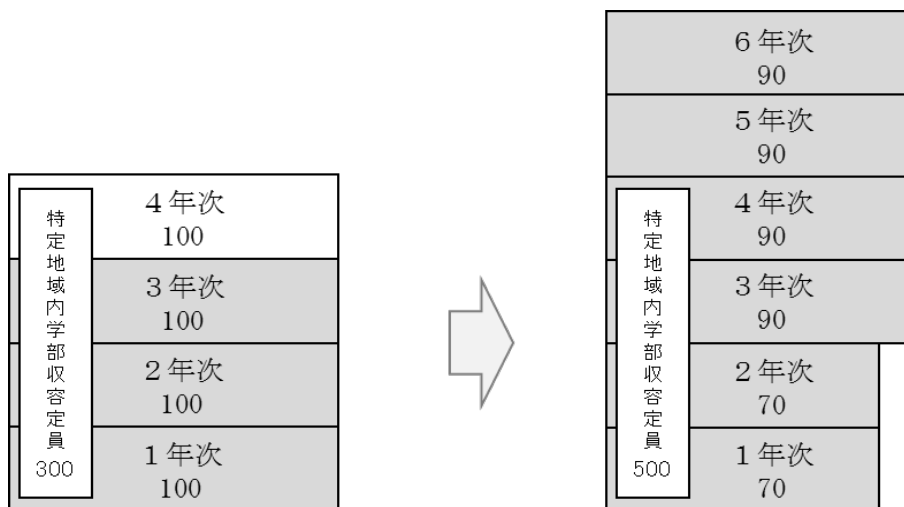
- ① 全ての年次が特定地域内の校舎で授業を受ける4年制の大学の学部の修業年限を延長し、全ての年次が特定地域内の校舎で授業を受ける6年制の大学の学部にする場合

特定地域内学部等収容定員【400人】 ÷ 特定年次の年数【4年】
 × 延長する修業年限の年数【2年】
 = 増加できる特定地域内学部収容定員【200人】
 < 特定地域内学部収容定員は 400人 + 200人 = 合計 600人 >



② 1～3年次のみ特定地域内の校舎で授業を受ける4年制の大学の学部の修業年限を延長し、全ての年次が特定地域内の校舎で授業を受ける6年制の大学の学部にする場合

特定地域内学部等収容定員【300人】÷特定年次の年数【3年】
 ×延長する修業年限の年数【2年】
 =増加できる特定地域内学部収容定員【200人】
 <特定地域内学部収容定員は300人+200人=合計500人>



4 法第13条第3号 説明書（別記様式第3号）のうち、共同命令第8条第2項第5号 関係

① 共同命令第8条第2項第5号の規定の適用を受けようとする場合は、別記様式第3号の「育成する人材像」以下の欄も記入してください。その上で別記様式第1号、別記様式第3号、及び下記の②、⑥、⑧に記載する別添資料を届出の前に文部科学省へ提出し、事前相談を行ってください。提出された資料によって、共同命令第8条第2項第5号に示した要件が充足されていることを、地方公共団体関係者を含む有識者の意見を聴いて、文部科学省が確認します。

- ② 「育成する人材像」の欄（共同命令第8条第2項第5号イ(1)に対応）については、デジタル社会形成基本法第25条の人材に該当することが分かるよう記載してください。その記載内容を実現するに当たって計画される学位プログラムの内容が分かる資料を別添として併せて提出してください（様式自由）。

※デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）（抄）

第二十五条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に必要な国民の能力の向上のための教育を担う人材、多様な主体が設置する情報システムの連携を担う人材、情報通信技術を用いた情報の活用に必要な情報の収集及び分析を担う人材その他デジタル社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

- ③ 「学位の分野」の欄（共同命令第8条第2項第5号イ(2)に対応）については、増加させる学部等の学位が、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成15年文部科学省告示第39号）別表第一に学位の分野として規定される分野のうち、「理学関係」又は「工学関係」のいずれに該当しているかを記載してください。ただしいずれかの学位分野を含む融合分野でも構いません。

※学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）（抄）

別表第一

（平一七文科告一五〇・平一九文科告三二・平二六文科告一五・平二九文科告一一一・平三〇文科告四・一部改正）

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)
学士(専門職)	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)
専門職学位(法務博士(専門職)及び教職修士(専門職)を除く。)	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)
(略)	(略)

- ④ 「特定地域内学部等収容定員を減少させる時期・人数」の欄については、入学定員の減少を開始する年度と、減少させる特定地域内学部等収容定員の人数を記入してください。遅くとも特定地域内学部等収容定員を増加させる学部等の完成年度以降3年度間を経て次の4月1日から、特定地域内のいずれかの学部等から増加と同じペースま

たはそれ以上のペースで入学定員を減少させることとしてください。

【参考：共同命令第8条第2項第5号ロの適用イメージ】

○ 全ての年次が特定地域内の校舎で授業を受ける4年制の大学のA学部においてX年に入学定員を20名増加させる場合

		完成年度まで4年間				3年間			実員が減少する4年間			
		X年	X+1	X+2	X+3	X+4	X+5	X+6	X+7	X+8	X+9	X+10
A 学 部	1年	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	2年	100	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	3年	100	100	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	4年	100	100	100	120	120	120	120	120	120	120	120
B 学 部	1年	80	80	80	80	80	80	80	60	60	60	60
	2年	80	80	80	80	80	80	80	80	60	60	60
	3年	80	80	80	80	80	80	80	80	80	60	60
	4年	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	60
計		740	760	780	800	800	800	800	780	760	740	720

※完成年度+3年度間を待たずに例えばX+5年度やX+6年度から入学定員を減少させることも可。

- ⑤ 「東京圏以外の区域内における活動機会の内容」の欄（共同命令第8条第2項第5号ハ前段に対応）については、インターンシップや研修等の活動機会を学生に提供する場合の連携先として、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）外に所在する地方公共団体や企業などを記載してください。また、当該連携先の所在する道府県も記載してください。
- ⑥ 「活動内容の概要」の欄については、学生に機会提供するインターンシップや研修等の活動について、予定している内容を記載してください。その上で、(1)学生が当該地域にどのように関わるのか、(2)「育成する人材像」に示した人材の育成に向けて当該活動を通じてどのような効果が期待されるのか、を含む内容の詳細が分かる資料を別添として併せて提出してください（様式自由）。
- ⑦ 「東京圏以外の区域内における人材育成に資する取組」の欄（共同命令第8条第2項第5号ハ後段に対応）のうち、「取組を実施する道府県」の欄については、どの地域におけるデジタル人材育成の強化に貢献する予定であるか、道府県の単位で記載してください。
- ⑧ 「連携する大学その他の取組内容の概要」の欄については、地方大学の教員確保に当たっての協力やサテライトキャンパスの設置など、東京圏外の区域におけるデジタル人材育成強化にどのように貢献するかを記載してください。その上で、(1)当該取組

は当該地域における人材育成にどのように資すると想定されるか、(2)当該取組が自大学において実現可能であること、を含む内容の詳細が分かる資料を別添として併せて提出してください（様式自由）。

- ⑨ 「命令第8条第2項第5号ロ(2)の規定の適用を受けようとする場合のみ」の欄については、本資料2⑤の参考も参照の上、協議の内容が分かるよう、「合併・統廃合等、共同教育課程の別」の欄のどちらかを選択するとともに、引き継がれる施設、組織、教育課程等に関する内容があれば確認できるように記載してください。

5 法附則第3条第4号 説明書（別記様式第4号）

- ① 「意思決定に関する状況」の欄については、理事会等の大学の設置者等である法人の最終的な意思決定機関によるものについて記載してください。
- ② 「公表に関する状況」の欄については、大学のホームページに掲載している場合はその内容と掲載日が確認できるURLを記載するなど、公表の方法と時期が分かるよう記載してください。
- ③ 「契約等に関する状況」の欄については、特定地域内学部収容定員を増加させることに伴う契約等の内容であることが分かるよう、校舎の建設等や関連する工事、土地の購入や施設の整備等について記載してください。

6 除外規定の適用を受けることができることを証する書類

【法第13条第1号関係】

- ① 特定地域内において、大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校の定員を減少させることを証する学則等の書類を添付してください。
- ② 特定地域内において専門学校の定員を減少させて大学の定員を増加させる場合、その専門学校の（i）令和2年1月1日以降に増加した生徒総定員、（ii）特定地域内学部等収容定員の減少の日前6月以内において授業を行っていない学科区分に係る生徒総定員、（iii）共同命令で定める要件を満たす専任の教員の数を満たさない学科に係る生徒総定員（満たさない部分）に関しては、スクラップの定員としてみなされないため、（i）～（iii）の要件に当てはまらないことを証する書類を添付してください。

【法第13条第2号関係】

- ① 特定地域内において、大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校の定員を減少させることを証する学則等の書類を添付してください。
- ② 引き継がれる施設、組織、教育課程等に関する内容があれば確認できる書類、またその際の協議内容を証する書類として合意書等を添付してください。
- ③ 特定地域内において専門学校の定員を減少させて大学の定員を増加させる場合、その専門学校の（i）令和2年1月1日以降に増加した生徒総定員、（ii）特定地域内学部等収容定員の減少の日前6月以内において授業を行っていない学科区分に係

る生徒総定員、(iii) 共同命令で定める要件を満たす専任の教員の数を満たさない学科に係る生徒総定員（満たさない部分）に関しては、スクラップの定員としてみなされないため、(i) ～ (iii) の要件に当てはまらないことを証する書類をあわせて添付してください。

【法第 13 条第 3 号関係】

- ① 外国人留学生又は就業者、満 30 歳以上、退職者・休職者若しくは主婦・主夫である学生に限定した特別枠を創設する場合は、(i) 入学試験の募集要項案、(ii) これまでの外国人留学生や社会人の学生の推移（既存の学部・学科において特別枠を作る場合に限る）、(iii) 学生の実員の管理の方法が分かる書類を添付してください。

※ 外国人留学生や就業者等に限定した収容定員に係る定員管理

法第 13 条第 3 号の特定地域内学部収容定員の抑制に係る除外規定により、以下の学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させることができます。

- ・外国人留学生（令第 5 条第 1 号）
- ・就業者である学生（令第 5 条第 2 号及び共同令第 8 条第 1 項）
- ・満 30 歳以上になる学生（共同令第 8 条第 2 項第 1 号）
- ・退職者・休職者である学生（共同令第 8 条第 2 項第 2 号イ）
- ・主婦・主夫である学生（共同令第 8 条第 2 項第 2 号ロ）

上記の学生に限定した特定地域内学部収容定員の増加により生じた収容定員の枠（以下「留学生等枠」という。）と、従前からある留学生等のための枠の学生を含むそれ以外の学生に係る特定地域内学部収容定員の枠（以下「従前枠」という。）については、入学定員及び収容定員をそれぞれ別に管理してください。

なお、就業者である学生、満 30 歳以上になる学生、退職者・休職者である学生及び主婦・主夫である学生（以下「就業者である学生等」という。）については、留学生等枠の中で一体として管理することができます。

留学生等枠の定員を別に管理していることを確認するため、5 月 1 日現在の留学生等枠における学生の実数及び学籍簿を毎年度 6 月 30 日までに文部科学大臣に提出していただきます。（提出方法については、該当した大学に別途お知らせします。）

また、既に外国人留学生や社会人であることを出願資格として入学試験の受験を認めている場合において、当該入学試験を経て入学した学生については、新たに設ける留学生等枠に該当する学生として扱うことはできません。さらに、留学生等枠を創設して特定地域内学部収容定員を増加させる場合において、既に従前枠の中で外国人留学生や社会人の募集人員を設定している場合は、外国人留学生や社会人を入学させるための既存の枠を留学生等枠に振り替えて、一般の学生を増加させることは認められ

ません。

なお、留学生等枠を用いて、留学生等枠に該当しない外国人留学生や就業者である学生等以外の学生を意図的に修学させているなど、法の趣旨を逸脱した運用が認められる場合には、法第 14 条第 1 項に基づく是正勧告の対象となり得ます。この場合の是正勧告の対象となり得るかの判断に当たっては、大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 1 条第 3 号に規定している基準等を勘案することとします。

- ② 「修業年限の後半以上を一都三県外での修学」の例外を適用する場合は、(i) 適用を受ける学部・学科の教育課程を示す書類（学生が履修しなければならない必修科目が修業年限の後半の各年次を通じて配当されており、それが一都三県外で行われていることがわかる資料）、(ii) 東京圏外の校舎で授業を受けなければ卒業できないことが分かる書類を添付してください。
- ③ 「医学部地域枠の創設」の例外を適用する場合は、地域枠を共同で設定する都道府県に対し、地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に位置付けることを約束する文書の作成を依頼いただき、その写しを添付してください。
- ④ 「高度なデジタル人材の育成」の例外を適用する場合は、本手引中 4 の②、⑥、⑧の記載に従って必要な文書を添付してください。
- ⑤ 「世界最高水準の外国大学の創設」の例外を適用する場合は、(i) 世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれることを証する資料（具体的には、Q 値（論文に占めるトップ 10%補正論文数の割合）の過去 5 年間の平均値が 15%以上であること等やそれと同等の教育研究が行われることを示す資料）、(ii) 特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないことを証する資料（募集要項案等）などの書類を添付してください。

【法附則第 3 条第 4 号関係】

- ① 意思決定の内容を証する書類として、余白等に「この写しは、原本と相違ないことを証明する。」という文言、証明した日付、法人名、証明者の役職名・氏名、連絡先（連絡担当者がある場合には連絡担当者の役職名・氏名と連絡先）を記載した議事録又は決議録等を添付してください。
- ② 公表の事実を証する書類として、公表を行ったホームページの該当ページを PDF 化したもの（日付の分かるもの）や刊行物等を添付してください。
- ③ 契約等の内容を証する書類として、契約時期や契約内容等が確認できる契約書の写し等を添付してください。

V Q&A

Q1： 特定地域内学部収容定員はどのように算定すればよいのですか。

A： 特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目の単位数が、全ての授業科目の単位数の1/2を超える学科の学年（＝特定年次）を最小単位として、その学年の収容定員（入学定員＋編入学定員＝年次別収容定員）を学部単位で合算して算定してください。

【事例A：年次によって、特定地域の内外で授業が行われている例】

A大学のB学部では、第1・2年次の学生が特定地域外に所在する校舎で、第3・4年次の学生が特定地域内に所在する校舎で主として授業を受けている。

・学科ごとの年次別収容定員

→C学科（収容定員400）・・・第1年次：100、第2年次：100、第3年次：100、第4年次：100

D学科（収容定員400）・・・第1年次：100、第2年次：100、第3年次：100、第4年次：100

・そのうち、特定年次に係る年次別収容定員

→C学科・・・第3年次 100、第4年次 100

D学科・・・第3年次 100、第4年次 100

・それらを合算

→ $100+100+100+100=$ 計 400名

このため、A大学は、特定地域内学部収容定員を400名から増加させてはならないこととなる。

		4年次	B学部	4年次		
C 学 科		100		100		D 学 科
		3年次		3年次		
		100		100		
		2年次		2年次		
		100		100		
	1年次			1年次		
		100		100		

【事例B：学科が一つしかなく、編入学定員を置いている例】

E大学のF学部はG学科のみを置く学部で、第1・2年次の学生が特定地域外に所在する校舎で、第3・4年次の学生が特定地域内に所在する校舎で主として授業を受けている。（入学定員100、第3年次編入学定員50）

・学科ごとの年次別収容定員

→G学科（収容定員500）・・・第1年次：100、第2年次：100、第3年次：150、第4年次：150

・そのうち、特定年次に係る年次別収容定員

→第3年次 150、第4年次 150

・それらを合算

→ $150+150=$ 計 300 名

このため、E大学は、特定地域内学部収容定員を 300 名から増加させてはならないこととなる。

4 年次 : 150	G 学科	F 学部	
3 年次 : 150			
2 年次 : 100			
1 年次 : 100			

Q 2 : 特定地域内学部等収容定員の算定方法について、専修学校の専門課程(専門学校)の算定はどのようにすればよいのですか。

A : 専門学校については、年次ごとではなく、学科の修業年限の別による区分(学科区分)ごとに算定してください。

また、専修学校は、専修学校設置基準(昭和 51 年文部省令第 2 号)第 17 条により一定の授業時数を履修することが修了の要件とされていますが、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 183 条の 2 第 2 項の規定により、学年による教育課程の区分を設けない学科については専修学校設置基準第 27 条により一定の単位数を修得することが修了要件とされています。そのため、専門学校に係る生徒総定員を特定地域内学部等収容定員として算定するに当たっては、特定地域内に所在する校舎において行われる授業の授業時数によって判定することを基本としつつ、単位制を採用する専修学校の学科については単位数によって判定してください。

Q 3 : 「校舎」には附属施設や体育館、いわゆるサテライトキャンパスは含まれるのですか。

A : 含まれます。学生が受ける授業の場所として主に利用する施設であれば校舎とみなされますので、実態に応じて判断してください。

※大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)における「校舎」より広義であることに御注意ください。

Q 4 : 特定地域内に校舎がある場合、必ず授業科目ごとに特定地域内学部収容定員について算定しなければならないのですか。

A : 年次によって特定地域内の校舎と特定地域外の校舎に分かれて授業を受ける場合や同一年次内で特定地域内外の両方の校舎で授業を受けるような場合に限り、特定地域内学部収容定員を詳細に算定する必要があります。学科の全ての年次が特定地域内の校舎で授業を受ける場合、その学科の特定地域内学部収容定員は当該学科の収容定員と同数になります。

Q 5 : 全学部共通の授業科目や全年次の学生が受講できる授業科目はどのように算定すればよいのですか。

A : 原則として、その授業科目を必修科目にしている学部・年次があれば、その学部・年次がその授業科目を開設していることとして算定してください。

どの学部・年次の必修科目にもされていない場合、その授業科目を主要授業科目、専門科目などに設定している学部・年次がその授業科目を開設していることとして算定してください。

どの学部においても必修科目・主要授業科目・専門科目に該当せず、複数の学部や学科において卒業に必要な単位として登録できるものであれば、開設している学部の学科を特定できない授業科目（学部以外の組織が開設している全学共通の授業科目や、学部で開設しているものの複数の学科の授業科目として開設しているもの）として、当該授業科目の単位を卒業に必要な単位として受講することができる学部の収容定員の数の割合で按分（小数第3位までを四捨五入）した数の単位をそれぞれの学科において開設しているとみなすこととして算定してください。さらに、複数の年次の学生が受講することができる授業科目については、その授業科目の単位を卒業に必要な単位として受講することができる年次の年次別の収容定員の数ごとに按分（小数第3位までを四捨五入）して算定してください。

【事例C：全学共通の科目や複数の学部の学科の学生が受講できる2単位の授業科目の取扱い】

・ C学科 第1年次 100名、第2年次 100名、第3年次 150名、第4年次 150名

・ D学科の収容定員 400名、E学科の収容定員 500名、F学科の収容定員 600名

C学科1年次は、 $2 \text{ 単位} \times 100 \text{ 名} / 2000 \text{ 名} = 0.1 \text{ 単位}$

C学科3年次は、 $2 \text{ 単位} \times 150 \text{ 名} / 2000 \text{ 名} = 0.15 \text{ 単位}$

Q 6 : 語学や必修科目では同一の授業科目が別の教員によって行われていますが、どのように算定すればよいのですか。

A : 同一の授業科目は、一つの授業科目として算定してください。

Q 7 : 特定地域の内外にあるキャンパスのどちらでも授業を受けられる授業科目については、どのように算定すればよいのですか。

A : 特定地域内のキャンパスで授業を受けられる授業科目については、特定地域内の授業科目として算定してください。

Q 8 : 学生が教室で授業を受けることもメディア授業（同時双方向型・オンデマンド型の両方を含む。）で受けることも両方できる授業科目の取扱いについてはどのようにすればよいのですか。

A : メディア授業（同時双方向型・オンデマンド型の両方を含む。）でしか受けられない授業科目の単位は算入しないこととしていますが、校舎でも受けることができる授業科目については、授業科目の単位に算入してください。

Q 9 : メディア授業（同時双方向型・オンデマンド型の両方を含む。）の授業を一部でも行えば、授業科目の単位に算定しないこととなるのですか。

A : その授業科目の授業時間の 1/2 を超える時間をメディア授業（同時双方向型・オンデマンド型の両方を含む。）で行う場合は、授業科目の単位として算定しないこととしてください。（共同命令第 3 条第 2 項）

Q10 : 大学設置基準第 5 条の規定により、「学科」ではなく別の名称の組織を設けている場合はどうすればよいのですか。

A : 「学科」に準じて取り扱ってください。

Q11 : 学科を設けていない学部についてはどうすればよいのですか。

A : 一つだけの学科を設けているものとみなしてください。

Q12 : 特定地域外から特定地域内への学部の移転に当たり、校地の取得、校舎の建設・改修等を複数年度にわたって段階的に進める場合、学校教育法の届出は内容に応じて複数年度にわたって段階的に行うこととなりますが、本法に基づく届出も学校教育法の届出と同時に複数回行う必要があるのですか。

A : 本法に基づく届出は、特定地域内学部収容定員を増加させる事由に従って行ってください。例えば、学部の移転のために行う校地の取得や校舎の建設等に係る学校教育法に基づく届出と同時に本法の届出を行う必要は無く、①当該学部の移転に伴って収容定員に係る学則の変更の届出を行う場合はその届出と同時に、②学則の変更等も生じないなど学校教育法に基づく届出を要しない場合は学部を移転させる年度の前年度の 4 月 1 日から 12 月 31 日までの間に本法に基づく届出を行ってください。

Q13 : 特定地域内の校舎で授業を受ける学科の年次の収容定員を特定地域内学部収容定員として算定しないこととする場合、どのような書類の提出が必要ですか。

A : どのような算定の結果であるのかが分かる資料（算定方法、算定結果、授業科目の状況が分かるシラバスなど）を提出してください。

Q14 : 例外規定の届出をしたときから変更があった場合についてはどのようにすればよいですか。

A : 届出書など書類一式を改めて提出ください。その際、届出書に、「◆◆年■■月●●日付の届出の内容を変更するものである。」という記載を追記してください。また、提出書類に加えて、変更点や変更理由を示した資料を作成し、提出ください。なお、除外規定の適用を受けることができることを証するための添付書類等の内容に変更がなければ、その旨を明記いただき、それらの再提出の必要はありません。

Q15: 専門職大学や専門職学部・学科の設置等については法附則等で抑制の例外となると思いますが、手続についてどのようにすればよいですか。

A: 学校教育法上の認可事項については地方大学・産業創生法関係法令に基づく特定地域内学部収容定員の増加に係る届出は不要ですが、それ以外の事項については令附則第6条の規定に基づき届け出てください。

Q16: 特定地域内学部収容定員の抑制の例外となる就業者である学生等に限定した留学生等枠の創設による入学試験の実施において、留意すべき点はどのようなものですか。

A: 適正な受験資格を有していない学生をその留学生等枠の定員として入学させることは不適切であることから、入学試験の募集要項等において、以下の書類を求めるとともに、大学は受験生が適正な受験資格を有しているかをその状況から確認してください。

- ①就業者である学生: 所定労働時間又は年間事業所得が基準を満たしていることが分かる書類
- ②満30歳以上になる学生: 生年月日が分かる書類(願書で確認等)
- ③退職者・休職者である学生: 過去に所定労働時間又は年間事業所得が基準を満たしていたことが分かる書類
- ④主婦・主夫である学生: 配偶者及び子又はそのいずれかと同居していることが分かる書類
- ⑤①、③及び④の場合: 入学試験の受験日の六月前から三月前までの間の住所지가分かる書類(住民票で確認等)

Q17: 共同命令第8条第2項第6号の外国大学の設置により特定地域内学部収容定員を増加させる場合の留意点について教えてください。

A: 本号の適用を受けようとする場合は、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程(平成16年文部科学省告示第176号)に基づく文部科学大臣の指定に準じて在日外国大使館等に文部科学省から確認を行うとともに、学校教育法第4条第1項に基づく文部科学大臣の大学の設置認可に当たり、以下のいずれの要件も満たしているかについて審査します。

- ・ 世界最高水準の教育研究活動を展開することにより、我が国の教育研究の国際競争力の向上に資すること
- ・ 主に外国人留学生を募集対象とするなど、特定地域以外の地域の若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものにするための仕組みを設けていること

Q18： 「相当程度の準備」とは、具体的にどのようなものを指しているのですか。

A： 相当程度の準備をしていると判断するためには要素としては①意思決定、②決定内容の公表、③施設・設備の設置・整備に関する契約等の三つの要素すべてを満たしていることが必要です。

例えば、

- ①については、理事会等の意思決定機関による具体的な決定が行われていること
- ②については、その意思決定の内容についてホームページ等により公表されていること
- ③については、意思決定の内容に従い、必要な校舎の建設や改築等に係る契約等が行われていること

が挙げられますが、個別具体的な内容に従って判断されますので、規定の適用について不明な場合は御相談ください。

VI 付 録

1 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成 30 年法律第 37 号）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下していることに鑑み、地域における大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の振興及び若者の雇用機会の創出のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として、行われなければならない。

2 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）の基本理念に基づき行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に地域における若者の修学及び就業を促進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮しなければならない。

（基本指針）

第四条 内閣総理大臣は、地域における若者の修学及び就業を促進するため、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出（以下「地域における大学振興・若者雇用創出」という。）に関する基本指針（以下この条及び次条において「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域における大学振興・若者雇用創出の意義及び目標に関する事項

二 地域における大学振興・若者雇用創出のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 地域における大学振興・若者雇用創出のために地方公共団体が重点的に取り組むことが必要な課題に関する基本的な事項

四 地域における大学振興・若者雇用創出に係る地方公共団体、大学、事業者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する計画の同条第六項の認定に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域における大学振興・若者雇用創出の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に協議するものとする。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本指針の変更について準用する。

(計画の認定)

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、基本指針に基づき、内閣府令で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業(第四項において「まち・ひと・しごと創生特定事業」という。)であって地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業(以下この条及び第十条第一項において「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。)に関する計画(以下「計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 計画の区域

二 計画の目標

三 地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容に関する次に掲げる事項

イ 若者にとって魅力があり、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために、大学が行う取組に関する事項

ロ 地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために、大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項

ハ 地域における事業活動の活性化その他の事業者が行う若者の雇用機会の創出に資する取組に関する事項

四 地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する地方公共団体、大学、事業者その他の関係者相互間の連携及び協力に関する事項

五 計画期間

六 その他内閣府令で定める事項

- 3 前項第一号の区域は、大学の学部（短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。）の学科を含み、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。第十三条及び附則第三条において同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域（第十三条及び附則第三条において「特定地域」という。）外に定めなければならない。
- 4 計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生特定事業であって当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関連して高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。第十条第二項第一号及び第十三条第一号において同じ。）又は専門学校（専修学校（同法第二百二十四条の専修学校をいう。同号において同じ。）であって、専門課程（同法第二百五条第一項に規定する専門課程をいう。同号において同じ。）を置くものをいう。第十条第二項第一号において同じ。）が地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために行う事業に関する事項を記載することができる。
- 5 地方公共団体は、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議が作成する案に基づいて計画を定めるものとする。
- 6 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 基本指針に適合するものであること。
 - 二 当該計画の実施が当該計画の区域における若者の修学及び就業の促進に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 7 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。
- 9 地方公共団体は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る計画を公表するよう努めなければならない。

（認定を受けた計画の変更）

第六条 地方公共団体は、前条第六項の認定を受けた計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前条第五項から第九項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

（報告の徴収）

第七条 内閣総理大臣は、第五条第六項の認定を受けた計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）の適正な実施を確保するために必要と認めるときは、第五条第六項の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができる。

2 文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮する観点から必要と認めるときは、認定地方公共団体に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第八条 内閣総理大臣は、認定計画が適正に実施されていないと認めるときは、認定地方公共団体に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性への配慮がされていないと認めるときは、認定地方公共団体に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第九条 内閣総理大臣は、認定計画が第五条第六項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 第五条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(地域における大学振興・若者雇用創出推進会議)

第十条 地方公共団体は、計画の案を作成し、及び認定計画の実施に関し必要な事項その他地域における大学振興・若者雇用創出の推進に関し必要な事項について協議するため、地域における大学振興・若者雇用創出事業を実施し、又は実施すると見込まれる大学及び事業者若しくは事業者が組織する団体と共同して、協議により規約を定め、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議（以下この条において「会議」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により会議を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、同項に規定する者のほか、会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 第五条第四項に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる高等専門学校又は専門学校

二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

3 会議において協議が調った事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

(交付金の交付)

第十一条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(関連する施策との連携)

第十二条 国は、地域における大学振興・若者雇用創出に関する施策の推進に当たっては、関係行政機関相互間の連携の強化を図るとともに、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策、大学における地域の特性を生かした教育研究の推進及び当該教育

研究の成果を活用した地域の活力の向上に資する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

(特定地域内学部収容定員の抑制等)

第十三条 大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員(特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。)を増加させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 特定地域内に設置している学部等(大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下この号において同じ。)の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員(特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等(大学の学部若しくは高等専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下この号において同じ。)の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この号及び次号において同じ。)を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者(同号において「大学等の設置者」という。)が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二 前号に規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令で定めるところにより、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

三 大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものとして政令で定める場合

(勧告及び命令)

第十四条 文部科学大臣は、大学(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校又は私立学校であるものに限る。以下この項において同じ。)の設置者又は大学を設置しようとする者(以下この条において「公私立大学設置者等」という。)が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた公私立大学設置者等が、正当な理由

がなく、当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該公私立大学設置者等に対し、当該措置を講ずることを命ずることができる。

- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(地域における若者の雇用機会の創出等)

第十五条 国は、地方公共団体と連携して、地域における若者の就業を促進するため、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、地域における適職の選択を可能とする環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十六条 国は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条及び第十四条並びに次条及び附則第三条（第二号に係る部分を除く。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第三条（第二号に係る部分に限る。）及び第五条第一項の規定 平成三十一年四月一日

(失効)

第二条 第十三条及び第十四条の規定は、令和十年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経過措置)

第三条 第十三条の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

一 平成三十一年三月三十一日までに、特定地域内における大学の学部の設置その他の政令で定める事項について、学校教育法第四条第一項の規定による文部科学大臣の認可（次号において「認可」という。）を受けた場合

二 令和六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学（学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。）若しくは専門職短期大学（同法第百八条第四項の専門職短期大学をいう。）又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの（附則第五条第一項において「専門職大学等」という。）の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合

三 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の政令で定める事項について、政令で定めるところにより、文部科学大臣への届出

を行った場合

四 前三号に掲げる場合のほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な校舎その他の施設又は設備の設置又は整備に関し政令で定める相当程度の準備が行われている場合

(政令への委任)

第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、令和六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、令和十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成 30 年政令第 177 号）

（特定地域）

第一条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項の政令で定める地域（以下「特定地域」という。）は、東京都の特別区の存する区域とする。

（特定地域内学部収容定員の算定方法）

第二条 法第十三条に規定する特定地域内学部収容定員（以下「特定地域内学部収容定員」という。）は、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の学部（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあつては当該学部の学科ごとの年次別収容定員（修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定したものをいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち特定年次（学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなる年次として内閣府令・文部科学省令で定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）に係るものを合算し、短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。）の学科（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあつては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとする。

（特定地域内学部等収容定員の算定方法）

第三条 法第十三条第一号に規定する特定地域内学部等収容定員（次条において「特定地域内学部等収容定員」という。）は、大学の学部及び短期大学の学科にあつては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から次に掲げるものを控除して、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。次条第二項第一号において同じ。）の学科にあつては当該学科（第四学年及び第五学年に係る部分に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したのから平成三十二年一月一日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校（学校教育法第百二十四条の専修学校をいう。同項第二号において同じ。）の専門課程（学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。次条第二項第二号において同じ。）にあつてはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、算定するものとする。

- 一 法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員
- 二 法附則第三条第二号に掲げる場合に増加させた特定地域内学部収容定員
- 三 附則第六条に規定する場合に増加させた特定地域内学部収容定員

（特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加）

第四条 法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等（大学の設置者又は大学を設置しようとする者をいう。附

則第七条において同じ。)は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとする。

2 法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数を超えない範囲とする。

一 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科又は短期大学の学科(以下この項において「増加学科」という。)の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科、短期大学の学科又は高等専門学校の学科(以下この号において「減少学科」という。)の修業年限の年数(高等専門学校の学科にあっては、二年。以下この号において同じ。)より長い場合 当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を当該減少学科の特定年次の年数で除して得た数に、当該増加学科の修業年限の年数と当該減少学科の修業年限の年数との差に相当する年数と当該減少学科の特定年次の年数とを合算して得た数を乗じて得た数

二 増加学科の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の修業年限の年数より長い場合 前号に規定する算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定した数

(法第十三条第三号の政令で定める場合)

第五条 法第十三条第三号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二 就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

三 大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延長することと併せて、その特定地域内学部収容定員の数を特定年次の年数で除して得た数に当該延長する修業年限の年数を乗じて得た数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四 前三号に掲げる場合に準ずる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(法附則第三条第一号の政令で定める事項)

第二条 法附則第三条第一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定地域内における大学の設置

二 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

三 特定地域内における私立学校(学校教育法第二条第二項に規定する私立学校をい

う。以下同じ。)である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

四 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

(専門職大学又は専門職短期大学に準ずるもの)

第三条 法附則第三条第二号の専門職大学(学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は専門職短期大学(学校教育法第百八条第四項の専門職短期大学をいう。以下この条及び次条において同じ。)に準ずるものとして政令で定めるものは、大学(専門職大学を除く。)の学部若しくは学部の学科又は短期大学(専門職短期大学を除く。)の学科であって、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するもの(次条において「専門職学部等」という。)とする。

(法附則第三条第二号の政令で定める事項)

第四条 法附則第三条第二号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定地域内における専門職大学又は専門職短期大学の設置
- 二 特定地域内における専門職大学の学部又は専門職短期大学の学科の設置であって、当該専門職大学又は専門職短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
- 三 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
- 四 特定地域内における私立学校である専門職大学の学部の学科の設置であって、当該専門職大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
- 五 特定地域内における私立学校である大学の学部の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
- 六 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である専門職大学又は専門職短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの
- 七 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学(専門職大学及び専門職短期大学を除く。)の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの(専門職学部等に該当するものに係る収容定員を増加させることに伴い、当該増加させる収容定員の数の範囲内において当該大学の収容定員の総数を増加させるものに限る。)

(特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出)

第五条 法附則第三条第三号の届出は、平成三十年十二月三十一日までに、次に掲げる事項であって平成三十一年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、行うものとする。

- 一 学校教育法第四条第二項の規定により文部科学大臣に届け出なければならない事

項のうち次に掲げるもの

イ 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であつて、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ロ 特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ハ 特定地域内における私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

二 特定地域内における公立学校（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校をいう。次号において同じ。）である大学の学部の学科の設置

三 特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学の収容定員に係る学則の変更

四 前三号に掲げるもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他の特定地域内学部収容定員を増加させるものとして内閣府令・文部科学省令で定める事項（専門職大学等に関する経過措置）

第六条 法第十三条の規定は、平成三十五年十二月三十一日までに、法附則第三条第二号に規定する専門職大学等に係る前条各号に掲げる事項であつて平成三十六年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、文部科学大臣への届出を行った場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

（法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備）

第七条 法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 特定地域内学部収容定員の増加に関し、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、当該大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。

二 校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に関し、当該大学の設置者等が契約その他の行為であつて内閣府令・文部科学省令で定めるものを行っていること。

3 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成30年政令第271号）

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年十月一日とする。

4 特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成30年内閣府・文部科学省令第1号）

（用語）

第一条 この命令において使用する用語は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）、地域における大学の振興及び若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び同法に基づく文部科学省令において使用する用語の例による。

（年次別収容定員の算定方法）

第二条 令第二条に規定する年次別収容定員は、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数。第八条第二項第四号及び第五号ロにおいて同じ。）に相当する数とする。

（特定年次の基準）

第三条 令第二条に規定する内閣府令・文部科学省令で定める基準は、大学又は高等専門学校の前項の定めるところにより、学生がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目（次項において「特定授業科目」という。）の単位数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十二条第二項ただし書の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目については、当該授業科目の授業時間に相当する単位数。以下この条において同じ。）が、当該教育課程において開設されている全ての授業科目の単位数の二分の一を超えることとする。

2 前項の場合において、授業科目のうち、その授業時間の二分の一を超える時間において、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業科目の単位数は、前項に規定する特定授業科目の単位数及び全ての授業科目の単位数に算入しない。

（大学の学部及び短期大学の学科に関する昼夜開講制の取扱い）

第四条 令第二条に規定する大学の学部又は短期大学の学科には、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う大学の学部又は短期大学の学科を含むものとする。

（専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定方法）

第五条 令第三条に規定する専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員は、当該専門課程の修業年限の別による学科（夜間その他特別な時間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除き、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行

うものを含む。第三号において同じ。)の区分(以下この項及び第七条において「学科区分」という。)ごとの生徒総定員のうち、専修学校の定めるところにより、生徒がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目の授業時数(単位制による学科にあっては、単位数。以下この項において同じ。)が当該教育課程において開設されている全ての授業科目の授業時数の二分の一を超えることとなる学科区分に係るものを合算したものから、次に掲げるものを控除して算定するものとする。

- 一 平成三十二年一月一日以後に増加させた生徒総定員
- 二 特定地域内学部等収容定員の減少の日前六月以内において授業を行っていない学科区分に係る生徒総定員
- 三 当該専修学校の専門課程の学科の専任の教員のうち、次に掲げる者の合計数が専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)第三十九条第二項で定める専任の教員の数に満たない部分の専門課程の学科に係る生徒総定員
 - イ 一週間に担当する授業科目の授業時数が六単位時間以上の者
 - ロ 当該専修学校の校長その他当該学科の授業を担当する役職員(当該専修学校の設置者の役員又はこれらに準ずる役職にある者をいう。)
 - ハ イ及びロに掲げる者に準ずると認められる者

2 第三条第二項の規定は、前項の専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定について準用する。この場合において、第三条第二項中「単位数」とあるのは、「授業時数」と読み替えるものとする。

(特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加の届出)

第六条 令第四条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による届出書に、別記様式第二号による説明書を添えて文部科学大臣に提出して行うものとする。

2 令第四条第一項に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部又は短期大学の学科の名称
- 二 増加させる特定地域内学部収容定員の数
- 三 特定地域内学部収容定員を増加させる時期
- 四 特定地域内に所在する校舎の所在地

3 第一項の届出は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行うものとする。

- 一 特定地域内学部収容定員の増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する日の前日
- 二 特定地域内学部収容定員の増加に関し、当該増加に伴う学校教育法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合にあつては当該申請又は届出をする日、それ以外の場合にあつては特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の十二月三十一日(増加することができる特定地域内学部収容定員の範囲)

第七条 令第四条第二項第二号の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定した数は、減少させる特定地域内学部等収容定員の数を、特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の学科区分の修業年限の年数（一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）で除して得た数に、増加学科の修業年限の年数を乗じて得た数とする。

（就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合等）

第八条 令第五条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、入学する日の属する年の前年において次の各号のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の六月前から三月前までの間、特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合とする。

一 一年を通じて一週間の所定労働時間が二十時間以上である者

二 一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第二項に規定する事業所得の金額が五十七万円を超える者

2 令第五条第四号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 入学する日の属する年の三月三十一日までに満三十歳以上になる者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二 次のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の六月前から三月前までの間、特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

イ 入学する日の属する年の前年以前の年において、前項各号のいずれかに該当していた者（前項の規定に該当する者を除く。）

ロ イに該当しない者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の一年前の日から配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子又はそのいずれかと同居している者

三 修業年限の後半を含む当該修業年限の二分の一以上の期間において、学生が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。第五号ハにおいて同じ。）以外の区域に所在する校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、当該期間を通じて当該校舎でのみ行われる必修科目又は選択科目（大学の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべきものに限る。）が配当されているものに限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四 大学の医学部（医学に関する学部の学科をいう。以下この号において同じ。）について、期間を付して、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画において当該大学の医学部に係る入学定員の増加として記載された人数（その人数が地域における医師の確保に資するため医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に対する修学資金を当該都道府

県が貸与しようとする人数を超えるときは、当該人数)の範囲内で当該入学定員を増加させることに伴い、必要な限度において特定地域内学部収容定員を増加させる場合

五 大学の学部(短期大学の学科を除く。以下この号において同じ。)の学科を設置し、又は収容定員を増加させることに伴い、必要な限度において特定地域内学部収容定員を増加させる場合であって、次のいずれにも該当するものとして有識者の意見を聴いて文部科学大臣が認める場合

イ 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科が、次のいずれにも該当するものであること。

(1) デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二十五条の人材の育成に資するものであること。

(2) 理学又は工学に関するものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 特定地域内学部収容定員を増加させる日の翌日から当該学科における修業年限に相当する年数に三年を加えた期間((2)において「特定期間」という。)を経過する日までに、特定地域内に設置している学部等の入学定員を、増加させる特定地域内学部収容定員の数を当該修業年限に相当する年数で除して得た数以上の数減少させることその他これに準ずる方法により特定地域内学部等収容定員を減少させることと併せて、当該減少に係る学部等を置く大学等の設置者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲(令第四条第二項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める数を超えない範囲。(2)において同じ。)内で特定地域内学部収容定員を増加させること。

(2) 特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、特定期間を経過する日までに、(1)に規定する方法により当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させること。

ハ 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科において、東京圏以外の区域内に存する地方公共団体その他の法人と連携して当該学科の学生に就業体験その他の当該区域内における活動に参加する機会を提供するとともに、当該大学が他の大学(設置する法人の主たる事務所が当該区域内に所在するものに限る。)との連携等を通じ当該区域内におけるデジタル社会形成基本法第二十五条の人材の育成に資する取組を行うことにより、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組を併せて行うものであること。

六 外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれ、かつ、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものに係る特定地域内学部収容定員を増加させる場合

3 前項第一号及び第二号に規定する者に係る特定地域内学部収容定員は、令第五条第二号に掲げる場合に係る特定地域内学部収容定員と合わせて増加させることができる。

(法第十三条第三号に該当する場合の届出)

第九条 法第十三条第三号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等は、別記様式第一号による届出書に、別記様式第三号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出は、当該特定地域内学部収容定員の増加に伴う学校教育法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合には当該申請又は届出をする日までに、それ以外の場合には特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の十二月三十一日までにを行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

(学部が学科を設けていない場合の取扱い)

第二条 大学設置基準附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされている大学に関する令及びこの命令の規定の適用については、大学の学部学科に学科を設けていない場合にあつては当該学部が一の学科を設けているものと、大学の学部学科以外の組織を設けている場合にあつては当該組織を当該学部の学科とみなす。

(専門職学科)

第三条 令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するものは、大学（専門職大学を除く。）の学部又は学部の学科にあつては大学設置基準第四十二条の四第二項の規定により組織する専門職学部又は同条第一項の規定により教育課程を編成する学部の専門職学科とし、短期大学（専門職短期大学を除く。）の学科にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の四の規定により教育課程を編成する専門職学科とする。

(令附則第五条及び第六条の届出書の様式等)

第四条 令附則第五条及び第六条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。

2 第九条第二項の規定は、令附則第六条の規定による届出に準用する。

(特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出)

第五条 令附則第五条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項（次条第四項において「認可事項」という。）以外の事項であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

(令附則第七条第一号の意思決定の内容等)

第六条 令附則第七条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。

- 一 特定地域内における大学、大学の学部若しくは学部の学科若しくは短期大学の学科の設置、特定地域内に所在する大学の収容定員の増加、特定地域外から特定地域内への校舎の移転又はそれ以外の方法のいずれの方法により特定地域内学部収容定員を増加させるかの別
 - 二 増加させる特定地域内学部収容定員の数
 - 三 特定地域内に所在する校舎の所在地（建設予定地を含む。）
- 2 令附則第七条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。
- 3 令附則第七条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。
- 一 校舎の新築、改築、増築若しくは改修（以下この項において「新築等」という。）又は購入若しくは借受けに関する契約の締結
 - 二 校舎の設計又は新築等の工事に係る監理若しくは調査に関する契約の締結
 - 三 校舎の新築等のための土地の購入、借受け又は整備に関する契約の締結
 - 四 校舎以外の教育の用に供する施設の新築等若しくは購入による設置若しくは整備の完了又は教育の用に供する機械若しくは器具の購入若しくは製作による設置の完了（必要な校舎が既に新築等されている場合であって、かつ、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な量を準備した場合に限る。）
- 4 第一項の意思決定、第二項の公表及び前項の契約その他の行為は、それらに係る特定地域内学部収容定員の増加が認可事項である場合においては平成二十九年九月三十日までに、それ以外の場合においては平成三十年九月三十日までに行われたものに限るものとする。

(法附則第三条第四号の適用に係る届出)

第七条 法附則第三条第四号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等は、別記様式第一号による届出書に、別記様式第四号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとする。

- 2 第九条第二項の規定は、前項の届出に準用する。